

日本学生支援機構の奨学金について

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

令和4年10月16日

日本学生支援機構（JASSO）の目的は、独立行政法人日本学生支援機構法において、「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」と規定されています。

JASSOでは、憲法、教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、優れた学生等が経済的理由で進学・修学をあきらめないよう、学資の貸与及び給付を行っています。

【目次】

I	奨学金の概要	1
II	給付奨学金について	3
III	進学資金シミュレーターについて	9
IV	貸与奨学金について	11
V	予約採用について	21
VI	各種お問い合わせ等	29
	〈参考〉入学金・授業料の減免について	33

1. 奨学金の種類

給付型

給付奨学金

奨学生本人名義の口座に毎月振込み、**原則返還不要。**

※ 給付奨学金の対象となれば、別途手続きをすることにより、**大学等の授業料・入学金の免除**
・**減額の対象**にもなります。

貸与型

第一種奨学金（無利子）

第二種奨学金（有利子）

奨学生本人名義の口座に毎月振込み、
貸与終了（卒業）後に返還。

初回振込時に一時金（入学時特別増額貸与奨学金）の付加が可能。

2. 申込方法

予約採用

大学等に進学する前年度に申し込む。 **（高校等を通じて申込み）**

⇒ 高校3年生に加え、高校卒業後2年以内の人（浪人生）も高校を通じて申し込めます。 **高卒認定試験合格者**は直接日本学生支援機構に申し込めます。

○申込時期： 4月下旬～
(5～6月頃)

※ 申込時期については、高校の奨学金担当窓口（学校）に確認してください。

※ 申込期限にご注意ください。（学校ごとに期限が異なります）

在学採用

大学等に進学後に申し込む。 **（進学後、大学等を通じて申込み）**

⇒ 高校を通じて申し込んでいなくても進学後に申し込めます。

○申込時期：（春）4月～5月頃
（秋）9月～10月頃

※ 募集日程等は、進学先の学校に確認してください。

※ 申込期限にご注意ください。（学校ごとに期限が異なります）

※ 在学採用では、春と秋の定期採用のほか、災害や傷病等により家計が急変した世帯の学生を対象として年間を通じて受け付けています。申込みは、大学等の奨学金窓口で行います。

経済的理由で大学・専門学校への進学等をあきらめないよう、2020年度から、給付奨学金の対象等が拡充されました。

家計の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。

1. 知っておいてほしいポイント

● 給付奨学金制度の趣旨

給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

● 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

Ⅱ 給付奨学金について

● 対象となる学校 (大学・短期大学・高等専門学校(4～5年生)・専修学校専門課程)

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けていない学校に在学する人は、利用することはできません。

※ 対象校(「確認大学等」)は、文部科学省のホームページで公表しています。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



● 授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の免除または減額も同時に受けることができます。ただし、大学等での申込みが別途必要ですので、詳細は、進学した学校にお問い合わせください。

● 給付奨学金の支給額見直し

毎月の支給額(及び授業料減免額)は、前年の所得額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

● 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、貸与月額が調整(減額又は増額)されます。

※調整後の第一種奨学金の月額が0円になる場合もあります。(14ページ参照)

● マイナンバーの提出

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学学校へ提出しないよう注意しましょう。

2. 対象者の要件

(1) 家計の経済状況に係る要件

所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

具体的には、以下の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）のいずれかに該当すること

ここでの「年収」とは、税込みの1年間の収入（源泉徴収票に記載される総支給額（支払金額））を指します。6ページ表も参照してください。

支援区分	年収の目安
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約270万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約300万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約380万円以下

- 学生・生徒本人の生計を維持する者（生計維持者）及び本人の所得で判定します。
- 年収の目安は、両親、本人、中学生の4人世帯を想定しています。
- 所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（不動産、負債は対象としない）の合計額が基準額（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）未満であること

Ⅱ 給付奨学金について

【参考】収入・所得の上限額の目安

(単位：万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(★)	207	298	373	135	192	245
3人	本人、母(★)、中学生	221	298	373	147	196	250
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、 中学生	271	303	378	182	212	287
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、 大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100

- 表中の数字は**目安の金額**です。所得要件は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されるため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**
- 機構のホームページに掲載している「**進学資金シミュレーター**」で、対象となるかおおよその確認ができます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>

※「**進学資金シミュレーター**」詳細は、この後9ページで紹介します。

(2) 学業等に係る要件

- ① 高等学校等における全履修科目の評定平均値が5段階評価で**3.5以上**であること
※ 高等学校等在学者は原則**1年生から2年生まで**（既卒者は3年生まで）
- ② 上記①に該当しない場合は、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする**学修意欲等**（進学の目的、進学後の学修継続の意志）が高等学校が実施する面談等で認められること

(3) その他の要件等

- ① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者であること（あなたが、家族滞在の人や定住者で永住の意思がない場合、採用されません。）
- ② 初めての高校等（本科）を卒業予定又は卒業後2年以内（※）の者で、次年度に大学等へ進学（又は高等専門学校4年次に進級）予定であること

（※）高等専門学校の場合は、3年次生又は3年次を修了後2年以内の者。

3. 支給月額

原則として、入学してから卒業（修業年限の終期）するまで支給

◆大学・短期大学・専修学校（専門課程）

通学のため、父母と離れて家賃を払って生活している状態。

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 (住民税非課税世帯の者)	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分 (住民税非課税世帯に準ずる世帯の者)	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分 (住民税非課税世帯に準ずる世帯の者)	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円

- 「自宅外通学」の月額支給を受けるためには、所定の要件（23頁参照）に該当することと、**進学後、自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要**です。
また、自宅外に関する証明書類の確認が終了するまでは、自宅通学の月額が振り込まれ、書類審査終了後、自宅外となった月からの差額がまとめて振り込まれます。
- 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関らず、（第Ⅰ区分）51,000円、（第Ⅱ区分）34,000円、（第Ⅲ区分）17,000円が年1回支給されます。

Ⅲ 進学資金シミュレーターについて

■ 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>



「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション」では、給付奨学金制度の対象になりそうかどうかを調べることができます。

(注) シミュレーション結果と実際の審査結果は必ずしも一致しません。

◆ 給付奨学金シミュレーション（生徒・学生向け）

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けることができる年収の**おおよその目安**を知ることができます。

◆ 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができそうかを知ることができます。

※ 貸与奨学金のシミュレーションも行うことができます。

※ 「進学したらどれくらいのお金が必要になるのか」
(学生生活費シミュレーション) も行うことができます。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム >

進学資金シミュレーター

進学したら、生活費はいくらかかるのかな？

僕にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。
このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

■ 進学資金シミュレーター

■ 学生生活費シミュレーション

進学したらどれくらいのお金が必要になるのか等を簡単に調べることができます。

■ 奨学金選択シミュレーション

- ◆ 給付奨学金シミュレーション（生徒・学生向け）
- ◆ 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）
- ◆ 貸与奨学金のシミュレーション を行うことができます。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー

生活費がいくらかかり、必要となるのか知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるか知りたい方はコチラ!

学生生活費シミュレーション
START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと生活費のシミュレーションが行えます。

奨学金選択シミュレーション
START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金のシミュレーションが行えます。

奨学金貸与・返済シミュレーション

いくつかの質問に答えることで貸与総額や毎月の返還額、返還完了時期などのシミュレーションが行えます。

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー > 奨学金選択シミュレーションメニュー

奨学金選択シミュレーション 入力にあたって

本シミュレーションについて

このシミュレーションでは、申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいのお金を受けることができるか、大まかに調べることができます。進路の選択にあたり、ぜひ活用してください。

給付奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら

給付奨学金を受けることができるかを詳細に知りたい方はこちら

貸与奨学金を受けることができるか知りたい方はこちら

給付奨学金シミュレーション
(生徒・学生の方向け)
START

給付奨学金シミュレーション
(保護者の方向け)
START

貸与奨学金シミュレーション
START

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学院で学ぶ人を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金です。これまで多くの先輩たちが利用してきました。奨学金は、学生等が自立して学ぶことを支援するために学生等本人に貸与されます。奨学生が返還するお金は、次の世代の奨学金として使われ、先輩から後輩へとリレーされていくものです。このことを理解し、有効かつ計画的に利用しましょう。

1. 知っておいてほしいポイント

● あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものです。将来、返還していく義務があります。

● 借りすぎに注意！

あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し学資として必要な金額を借りるようにしてください。

● 次の世代へリレーされる

奨学生が卒業後に返還するお金が、次の世代の奨学金として使われます。

● 無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先延ばしにする制度等があります。

● 進学前には振り込まれません

奨学金は、進学後に振り込みが始まります。

2. 貸与奨学金の種類・基準

第一種奨学金

第二種奨学金

入学時特別増額貸与奨学金

利子

無利子

有利子
(在学中は無利子)

有利子
(在学中は無利子)

貸与方法

奨学生**本人名義**の普通預金・通常貯金口座への
毎月の振込



第一種又は第二種奨学金の
初回の振込時に
増額して振込 (**1回限り**)

要件

(学力基準)

評定平均値が3.5以上。

※ 3.5未満の者で、生計維持者が住民税非課税・生活保護受給、社会的養護を必要とする者であって、進学後も優れた成績を修める見込みがある者

(家計基準) (目安)

・ 4人世帯 (本人、父母、中学生)
1,100万円以下 (給与所得者)

(学力基準)

①平均以上の成績の者 又は
②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者 又は
③勉学意欲のある学生

(家計基準) (目安)

・ 4人世帯 (本人、父母、中学生)
1,100万円以下 (給与所得者)

[第一種奨学金よりゆるやかな基準]

日本政策金融公庫の
「国の教育ローン」を申込み
審査が通らなかった人
(候補者決定後に手続き)

〔 申込時の家計収入が一定額以下の場合は、「国の教育ローン」の申込手続きを省略可 〕

第一種奨学金と第二種奨学金の**両方の貸与 (併用貸与)** も可能
(ただし、併用貸与の基準を満たす必要があります。)

単独での利用はできません

3. 貸与金額

第一種奨学金

申込時における生計維持者の収入が一定額以上の場合、最高月額以外の月額から選択（最高月額は選択不可）。**給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。**（希望する月額が貸与されない場合があります。）

区分	大学				短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年生）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	

第二種奨学金

希望額を選択できます

	大学・短期大学・専修学校（専門課程） ・高等専門学校（4・5年生）
貸与月額	2万円 ～ 12万円（1万円単位）

入学時特別増額貸与奨学金

希望額を選択できます

	大学・短期大学・専修学校（専門課程）
貸与額	10万円 ～ 50万円（10万円単位）

- 私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学の課程の場合、12万円を選択した場合に限り次の増額が認められます。
 - 医学・歯学の課程・・・4万円（合計16万円）
 - 薬学・獣医学の課程・・・2万円（合計14万円）

Ⅳ 貸与奨学金について

参考 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円(25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円(7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円(29,000円)	17,800円	22,900円(28,500円)	17,400円
高等専門学校	第Ⅰ区分	7,900円(5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円(20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、33,000円	24,600円(28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円(3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円(19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円(29,400円)	18,300円

(※1) 生活保護（扶助の種類は問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(※2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

(※3) 夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構のホームページに記載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyō/taiyō_1shu/kingaku/2019ikou.html

(※4) 上表の貸与月額に係る機関保証料の目安は、JASSOのホームページに掲載されております。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyō/taiyō_1shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

4. 返還方法

(1) 返還方式の種類

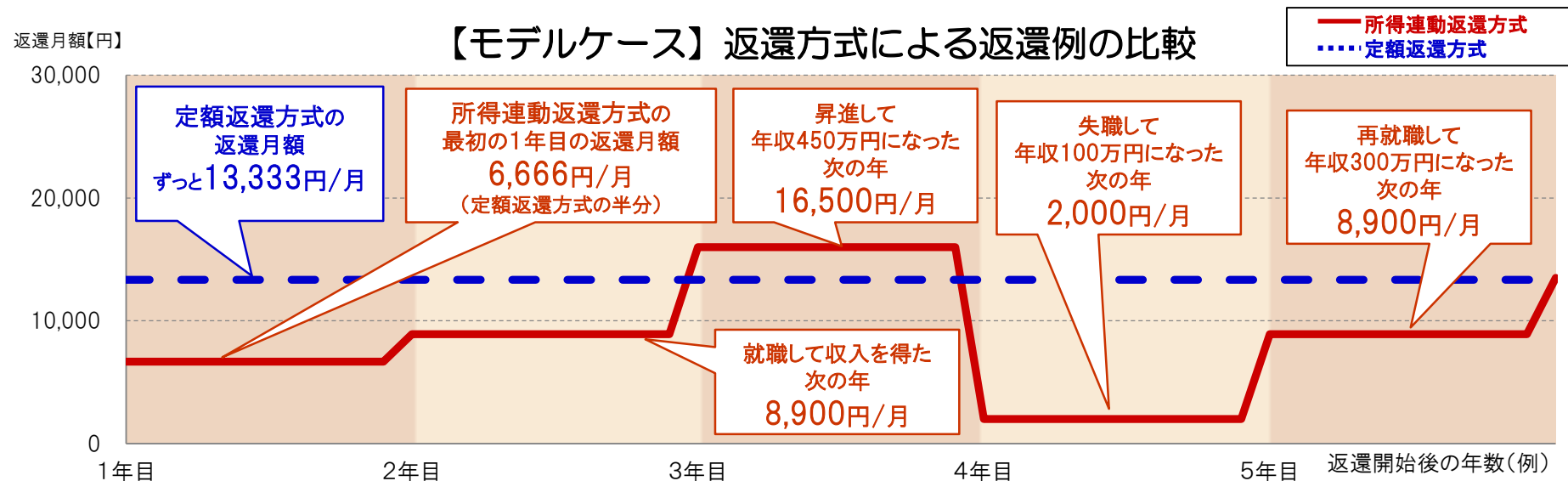
- ※ 所得連動返還方式を選択できるのは「第一種奨学金」のみです。
- ※ 申込時に選択した返還方式は、進学後に変更することができます。

所得連動返還方式

卒業後の**所得に応じて毎年の返還額が変動**します。（返還期間も変動します。）

定額返還方式

毎月一定額を返還します。（返還期間は一定です。）



4. 返還方法

(2) 割賦方法

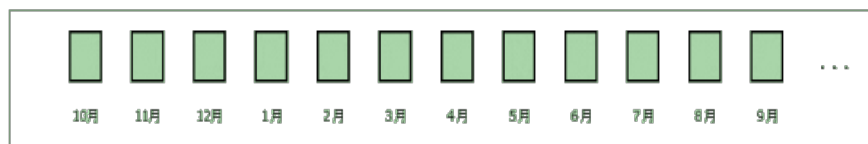
- ※ 進学後の「返還誓約書」提出時に選択していただきます。
- ※ 月賦・半年賦併用返還を選択できるのは「定額返還方式」のみです。

月賦返還

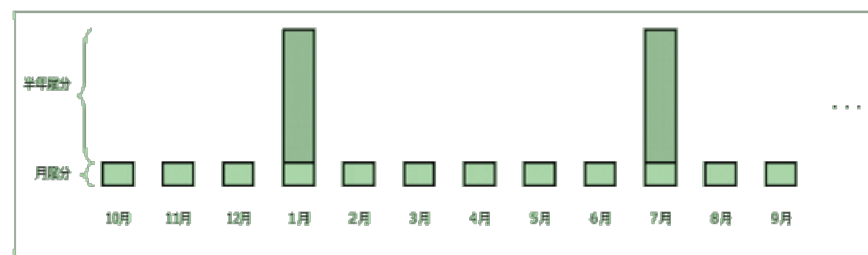
毎月定額での返還

月賦・半年賦併用返還

返還金の半分については毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分については半年に1回（1月と7月）定額で返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還



（月賦返還）



（月賦・半年賦併用返還）

5. 保証制度

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。
いずれかの選択が必要です。

機関保証

保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払い、連帯保証を受けます。

- 機構が奨学金貸与月額から保証料を徴収し、奨学生に代わり保証機関へ支払います。
- 保証料を支払っているから「奨学金の返還をしなくても構わない」ということではありません。
- 所得連動返還方式を選択した奨学金については、機関保証とする必要があります。
- 保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料（目安）は、機構のホームページにも掲載していますので参考にしてください。（上段：第一種 下段：第二種）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

人的保証

条件に合う連帯保証人（原則、父母のいずれか）・保証人（おじ・おば等）を自ら選任・依頼します。

※ 進学後、「進学届」で選任していただきます。

連帯保証人 奨学金の返還について奨学生と同等の責任を負い、奨学生本人が返還しないときは、その全額を返還しなければなりません。

保証人 奨学生と連帯保証人が返還しない場合、代わりに返還します。

※ 保証人の返還すべき金額は、当該保証人からの申し出によることなく、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。なお、第二種奨学金（海外）及び第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）については、3分の1となります。

また、奨学生本人に資力があることを証明できれば、本人へ請求するよう主張でき（検索の抗弁権）、本人に請求していない分を請求されたときは、まず本人へ請求するよう主張できます（催告の抗弁権）。

連帯保証人・保証人の選任条件

	連帯保証人【原則、父母のいずれか】	保証人【原則、おじ・おば等】
選任条件	<p>あなたの父母のいずれか。 父母がいない場合等は、4親等以内の親族。（※）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。（※） ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。（※）
連帯保証人、保証人に共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。 	

（※）これらの条件を満たさない場合でも、【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。詳細は、ホームページ等をご参照ください。

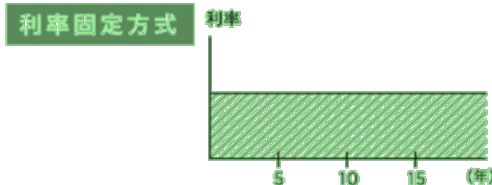
6. 利率の算定方法

第二種奨学金に適用、いずれかの選択が必要となります。

※ 進学後、「進学届」で変更することができます。

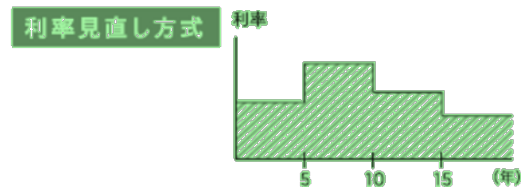
利率固定方式

貸与終了時に決定した利率は、返還が完了するまで変わりません。



利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率について、おおむね5年ごとに利率の見直しが行われます。



利率の上限は3%（貸与中・在学中は無利子）

【参考】令和4年8月に貸与が終了した奨学金の利率
（基礎月額に係る利率）

- 固定方式 : 年0.468%
- 見直し方式 : 年0.030%

7. 返還中の制度・手続き

返還の開始

奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から始まります。

- 3月貸与終了（卒業）の場合、10月27日が初回の返還期日となります。

減額返還

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を減額する制度です。

※通算15年まで

- 毎月の返還額を1/2 又は 1/3 にすることができます。
- 「**所得連動返還方式**」を選択している奨学金については**利用できません**。

返還期限猶予

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、返還を先送りする制度です。

※通算10年まで（願出の事由による）

- 申込時に申告された年収が一定額以下の場合、期間の制限無く利用できます（「**猶予年限特例**」）。
- 猶予期間中は第二種奨学金も**無利子**です。
- 貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願出により返還期限が猶予されます（「**在学猶予**」）。

返還免除

本人が死亡又は精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部または一部が免除される制度です。

繰上返還

次回以降に返還する分を繰り上げて返還できる制度です。

個人信用情報の取扱い

返還が一定期間滞った場合、延滞していることが個人信用情報機関に登録されます。

- 貸与奨学金の申込時に、この取扱いに同意する必要があります。
- 一度登録されると、延滞を解消しても、延滞が解消されたという情報として更新され、登録された情報は返還完了後5年後に削除されます。

1. 予約採用の流れ

(大学等に進学する前年度に**高校等**を通じて**申込み**)

① 申込み (生徒)

4月下旬～

- インターネット (スカラネット) で申込み
- マイナンバーの提出
- 申込書類の提出

② 推薦 (学校→機構)

③ 採用候補者の決定 (機構)

10月下旬～

- 審査のうえ**採用候補者**を決定

※ 申込書類に不備等がない人は、申し込んだ時期により10月下旬以降に採用候補者に決定

書類の提出が遅れたり、指定する期限までに提出されなかった場合には、採用が遅れる場合や選考されない場合があります。

④ 採用候補者への通知 (機構→学校→生徒)

- 機構から到着した「採用候補者決定通知」等を生徒に交付

大学等へ進学

⑤ 進学届の提出 (学生→機構)

4月～

- 大学等に**進学後**、指定される期限までに**進学届**を提出 (インターネット) することにより**奨学生**に採用
- 奨学金の振込開始

2. 申込みに必要な書類の受取り

高等学校等から申込関係書類及び識別番号を受け取り、スカラネットで入力してください。

申込関係書類

次の①～⑤の申込関係書類一式が封入された封筒を学校から受け取ってください。

① 「奨学金早わかりガイド」

奨学金制度の概要の説明冊子です。②・③の要点を記載しています。

② 「給付奨学金案内」

給付奨学金について詳しく説明している冊子です。

③ 「貸与奨学金案内」

貸与奨学金について詳しく説明している冊子です。

④ 「申込みのてびき」

申込手続の説明冊子です。

⑤ マイナンバー提出書のセット

マイナンバーの提出に使用する次の3点セットです。（封筒に封入）

⑤-1 「マイナンバー提出書」

マイナンバーを提出する人の氏名等及びマイナンバーを記入する様式です。

⑤-2 説明資料

必要な添付書類（番号確認書類・身元確認書類）や提出方法等の説明チラシです。

⑤-3 提出用封筒

「マイナンバー提出書」及び添付書類を封入し、提出する際に使用する封筒です。

3. 採用候補者決定後

(1) 進学前の準備（採用候補者となった人）

採用候補者決定後に受け取る「採用候補者のしおり」を必ず読んで、進学前に必要な以下の準備をしてください。

- **奨学金振込口座**の開設
- （給付奨学金）自宅外通学であることの証明書類【該当者のみ】
- （貸与奨学金）**連帯保証人・保証人**への依頼【人的保証選択者のみ】
- （貸与奨学金）**入学時特別増額貸与奨学金**に係る手続き【日本政策金融公庫の申込手続きが必要と判定された者のみ】
- （貸与奨学金）奨学金に関する事項（貸与月額、保証制度等）の見直し【必要に応じて】

アパートの賃貸借契約書のコピー等を提出することが必要です。また、以下のいずれかに該当している必要があります。

- (1)実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- (2)実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- (3)実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- (4)実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- (5)その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難

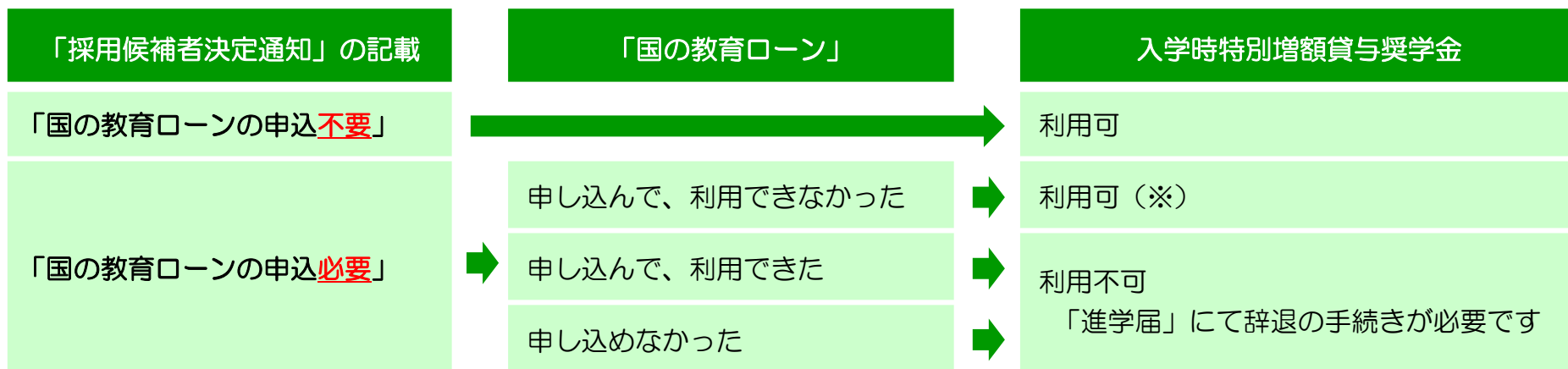
(2) 決定通知の保管

「採用候補者決定通知」は、進学後、進学先の学校に必ず提出しなければならない大変重要な書類です。**引越し等で紛失することがないように**あなた自身が保管してください。

- 万一、紛失等により再発行が必要となった場合、**進学後**に、進学先の大学等にすみやかに申し出てください。

(4) 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き【該当者のみ】

- 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生等に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された収入が一定額以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
- 「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。



※ 進学時に、融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピー等の書類の提出が必要です。

【参考】「国の教育ローン」の概要

(令和4年9月1日現在)

申込者	保護者
融資限度額	お子さま1人につき350万円以内 ※一定の要件に該当する場合は450万円以内
返済期間	18年以内（交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は18年以内）
利率	年1.8%【固定金利】 ※ 母子・父子家庭又は世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.4% ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率（固定）は、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）が、子どもの人数に応じて設定された上限額の範囲内であること ②借入申込金額が350万円以内であること ③用途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること

- 日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的な金融機関です。
- 最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

(5) 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度【該当者のみ】

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人に限り、希望により、労働金庫（ろうきん）が実施する「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）制度に申し込むことができます。

【留意点①】 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための手続き

- 労働金庫への申込みの際には、入学時特別増額貸与奨学金を利用できることを示す必要があります。
- したがって、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と判定された人は、労働金庫への申込前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続きを済ませて、進学時に提出する書類をそろえておく必要があります。

【留意点②】 奨学金振込口座

- 奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います。（労働金庫を通じて行います）

【参考】「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の入学金・授業料**について労働金庫が融資する制度です。労働金庫から受けた融資の返済は、**進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済**します。

(令和4年9月1日現在)

申込者	採用候補者（大学等の合格が決定している人）
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済のものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度。 ※ 申込時に選択した金額を超えての融資は行えません。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利息を一括して返済
利率	年1.80%【固定金利】 ※ 利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後（必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください）
審査期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み

- 審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります。
- 最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページをご覧ください。

<https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>

(6) 給付又は貸与奨学金の採用候補者となった人へ

- ① 給付奨学金の採用候補者は、**進学先の確認大学等**で別途手続きを行うことで、大学等における**授業料及び入学金減免も併せて対象**となります。
- ② 進学後に奨学金を新たに希望する場合には、大学等を通して**在学採用**で申し込むことができます。
 - ※ **給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。**
- ③ 進学後、毎年度行う**適格認定**（奨学金継続の手続き）においては、学業成績等について審査があります。
 - ・学業成績等が不振の場合には、支援が打ち切られることがあります。
 - ・給付奨学金は、**マイナンバー**を利用して取得した家計情報により、**毎年10月に支援額の見直しを行います**（一定期間振込みが停止される場合があります）。

給付・貸与の採用候補者とならなかった場合、大学等へ進学後の**在学採用**に申し込むことができます。**家計急変**（生計維持者が死亡、災害等に遭った場合）が生じた場合も進学後に申し込むことができます。条件等の詳細は、ホームページなどで確認してください。

奨学金に関する情報は、日本学生支援機構のホームページで確認することができます。
奨学金のことを調べるときは、ホームページの情報をぜひ参考にしてください。

冊子「奨学金案内」

給付奨学金・貸与奨学金を申し込む場合は、在学する学校から冊子「給付奨学金案内」・「貸与奨学金案内」を受け取ってください。

- 機構のホームページにも冊子等を掲載しますので参考にしてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/index.html>

「高等教育の修学支援新制度」の情報はこちら

給付奨学金や授業料等減免については、「高等教育の修学支援新制度」に関する文部科学省の特設サイトもご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



2. ガイダンス動画

予約採用を希望する方、採用候補者として決定された方向けのガイダンス動画を機構のホームページに掲載していますのでご覧ください。

- ・【予約採用】奨学金を希望する皆さんへ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/flow.html>

機構ホームページ>奨学金>申込みに関する手続き>進学前に申し込む（予約採用）

> 奨学金を希望する皆さんへ（予約採用）



- ・ 採用候補者の皆さんへ（動画）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/movie.html>

機構ホームページ>奨学金>申込みに関する手続き>進学前に申し込む（予約採用）

> 大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型の奨学金について、奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数を試算することができます。利子を含めて、将来（大学等を卒業後）、毎月いくらくらい返す必要があるかといったことを試算することができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



【返還例】 実際に借りた金額や利率によって、返還額は異なりますが、返還例は以下ようになります。

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還回数	利率0.468%の場合		
				月賦返還額	返還総額	うち利子分
5万円	48か月	240万円	180回（15年）	13,839円	2,491,109円	91,109円
8万円	48か月	384万円	240回（20年）	16,799円	4,031,967円	191,967円
10万円	48か月	480万円	240回（20年）	20,999円	5,039,985円	239,985円
12万円	48か月	576万円	240回（20年）	25,200円	6,048,005円	13,226円

利子付きの貸与奨学金 「第二種奨学金」 を利用した場合は、奨学金の貸与が終わったときに決定する利率により利子が発生します。利率は年3%を超えないように定められており、直近の利率（令和4年8月貸与終了分の利率）は、利率固定方式だと年0.468%、利率見直し方式だと年0.030%となっています。

（参考）利率は、国からJASSOが借り入れた資金（財政融資資金）を償還するときと同じ利率で、極めて低水準にあります。JASSOが国に償還するときの利率が3%を超えたときや奨学生が在学中等に発生している利子分は、奨学生が払うのではなく、国が補填（国が支援）する制度となっています。



奨学金相談に関するQ&Aサイト

「奨学金」に関する様々な情報をホームページにて提供しています。

奨学金に関するよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトもご活用ください。

<https://shogakukinsupport.jp>



奨学金についてのお問い合わせ窓口

奨学金希望者（生徒・保護者）等からの奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する電話相談窓口として、「奨学金相談センター」を開設しています。

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話（ナビダイヤル）：0570-666-301
（平日 9時～20時）

※ マイナンバーの提出に関するお問い合わせは、別途設置している専用相談窓口で対応しています。

Point

授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、別途、進学先の大学等に申込みすることで、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円



「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3か月以内に申請して支援対象となった学生です。夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。



この表は、支援を受ける区分が第Ⅰ区分となった場合の上限額(年額)です。

1. 申請から認定まで

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。**減免の手続きは、進学先の学校での申込みが必要**です。詳細については、進学先の学校に必ずお問い合わせください。

(1) 申請時期

原則、毎年春と秋に進学先の学校で募集を行います。申請時期は学校で定めているため、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

給付奨学生の採用候補者となった時期と入学金の支払い時期が重複する場合、その支払い方法や支払い猶予等については、学校に必ず確認してください。

(2) 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。

(3) 減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：給付奨学金の区分と同じ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

(4) 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。

(5) 申請手順等

学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入、提出します。

2. 認定後の手続き

(1) 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準（給付奨学金と同じ基準）による支援区分の見直しを行います。

- 給付奨学金の適格認定と同じです。
- 確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

(2) 適格認定（学業成績等）

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。

判定の結果授業料減免の支援が打ち切られることがあります。

- 打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです。

(3) 継続願の提出

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。

在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。

- 継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

ご覧いただき、ありがとうございました。

大学や専門学校への進学を検討される際は、奨学金制度があることや制度の概要を思い出し、利用を検討してみてください。奨学金の詳しい情報や進学資金シミュレーションなど、ホームページからご覧いただくことができますので、是非ご活用ください。